

平成20年7月22日

「知床半島中央部地区利用の心得」について(案) (中央部地区の利用に当たっての留意事項、禁止事項)

I. 作成・普及にあたっての基本的考え方

知床半島中央部地区は、知床半島先端部地区と異なり、一般的な観光利用者を中心として数多くの利用者が訪れる地域である。このため、周知すべき留意事項・禁止事項等は、これらの利用者にとって分かりやすく、効果的かつ実用的なものとする必要がある。

一方で、来訪する多様な利用者の求めに応じて、ルールの根拠やよりきめ細かいルールについて説明する必要も生じることから、より詳細な対処事項についても定め、必要に応じて提示したり、管理者から説明したりする必要がある。また、これらの細則はルールの見直しを検討する場合にも重要となる。

したがって、「知床半島中央部地区利用の心得」は、以下の枠組みで作成する。

① 心得として、理念的な事項『3つの柱』と具体的な行動ルール『10の約束』を定め、一般利用者（観光的利用者）とは利用形態や意識が異なる知床連山の登山者に対する『登山利用 5つの約束』を定める。

② 行動ルールは確実に守って欲しい事項に限定し、なぜ守る必要があるのかをできるだけ短文で記述した上で、細則を記述する。

③ パンフレット等の普及啓発の際は、柱と約束の大項目が強調されるような工夫を検討する。

II. 利用の心得の普及方策について

中央部地区利用の心得は、知床を訪れる大勢の利用者に効果的に周知することが必要であり、以下のような方法で普及を図ることを検討する。

○愛称の決定

「利用の心得」は、堅い印象を与えることから、なじみやすい愛称を検討する。

例：「知床への約束」「知床10箇条」「知床カントリーコード」

○展示への反映

知床世界遺産センター等の展示等において、「利用の心得」の内容を伝える。

○パンフレットの作成（イメージ案：別紙）

「利用の心得」を紹介するパンフレットを作成する（知床豆知識、地図等の掲載、サイズの工夫等を検討）。

○ポスターの作成（イメージ案：別紙）

「利用の心得」を紹介するポスターを作成し、観光施設・宿泊施設に掲示を依頼する。

○雑誌・パンフレット等への掲載依頼

知床関連の雑誌やパンフレット等に「利用の心得」の掲載を働きかける。

○その他検討事項

- ・外国語版の作成（英語、中国語、韓国語）
- ・大量印刷の手法（広告付き等）

Ⅲ. 知床半島中央部地区利用の心得（案）

1 はじめに

知床国立公園知床半島中央部地区（以下「中央部地区」という。別図－1「知床半島中央部地区位置図」参照）は、原始性の高い自然景観と豊かな多様な野生生物によって形成される豊かな多様な生態系を有する地域です。

知床五湖、知床連山、羅臼湖等を含む「中央部地区」は、知床国立公園の中心的な地区として、これまで多くの利用者の方々に親しまれてきましたが、一部の利用拠点において過剰利用・集中利用による自然環境への悪影響が顕在化しつつあります。

そのような状況を踏まえ、人類共通の財産である「知床」の持続的な保全を図り、より良い形で後世に引き継いでいくために、この『心得』を定めました。

2 利用の心得

知床国立公園を訪れる方は、ヒグマに象徴される知床のすばらしい自然に「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」をもって接し、この『心得を守ってください。

自然ガイド等の「事業者」は、自らが『心得』を守るだけでなく、一般の利用者に対する啓発に心がけてください。

また、安全・快適に楽しむため、事前に利用に関する最新の情報や利用規制情報の入手に努めて下さい。

[3つの柱]

1. 自然環境への配慮

知床国立公園の原生的で静寂な環境が損なわれることのないよう、自然環境や野生生物の保護に対する意識を高く持ち、利用による影響を軽減し、痕跡を残さないように努めましょう。

2. ヒグマに対する注意

知床国立公園では、常にヒグマに遭遇する可能性があります。また、ヒグマはむやみに襲いかかってくる動物ではありませんが、長年保護されてきた知床のヒグマは人間を回避せず大胆に行動する個体も多く、他の地域とは状況が大きく異なります。ヒグマに会わないこと、ヒグマの行動を変化させないヒグマの生活に影響を及ぼさないこと、不用意な行動から危険な状態を招かないことが重要です。

3. 地域の生活・文化への配慮

知床にも昔から息づく人々の暮らしがあります。利用者は地域の生活、文化に十分な注意を払わなければなりません。さらに、生活や文化に目を向けることで、知床の新たな魅力に気づくことができます。

[10の約束]

1. 野生動物に食べ物を与えない

自然の生態系を乱すだけでなく、人に近寄るヒグマを創り出したり、キツネの交通事故を誘発するなど、人と野生動物の双方に不幸な結果をもたらします引き寄せ、た

いへん危険です。

2. 道を外れて歩かない

歩道や木道から外れて歩くと歩き回ると道に迷うなど危険だけでなく、植物が踏み荒らされたり、土が削られたりします。

- ロープや柵が設置されている場所ではそれを越えて立ち入りを行わないこと。
- 特に湿原や高山植生等の脆弱な植生地や水際踏みつけに弱い植生の中に地への踏み込みを行わずに歩かないこと。

3. 動植物をとらない、脅かさない、傷つけない、持ち込まない

繊細な自然は、小さな行為でも大きな影響を受けます。

- 野生動物の撮影や観察等を目的として、営巣地等への接近や枝条（木の枝等）の刈払い等、野生動物の行動に攪乱を与える行為を行わないこと。
- 野生動物を脅かしたり、追い立てる等の行為を行わないこと。
- 大木の樹洞や樹冠に大型の巣があった場合は、鳥類の営巣木の可能性があり、繁殖を妨げるおそれがあるので、近づかずに速やかにその場から遠く離れること。
- 夜間の動物観察に当たっては、必要以上のライトによる照射等で動物を脅かしたり、追い立てる等の行為を行わないこと。
- 外来種を故意に持ち込まないこと。また、外来種の持ち込みを防止するため、靴等に付着した種子等の除去に努めること。

4. ゴミは持ち帰る

景観や野生動物に影響を及ぼし、ヒグマを誘引するおそれもあります。

- ゴミは埋めたり、燃やしたりせず全て持ち帰るか、定められた場所で処分すること。

5. ペットを外に連れて歩かない

不用意にヒグマを刺激するおそれがあります。

6. 遊歩道上での食べ歩きや野外での調理は行わない

食べこぼしや食べ物のにおいはヒグマやキツネなどを引き寄せる原因になります。

- 野営場以外の野外での調理（特に匂いが出る焼き肉等）は行わないこと。

7. ヒグマに出会わないようにする近づけない

ヒグマに対する私たちの行動次第で、危険な状況になることがあります。ヒグマに襲われる可能性があります。出会わないようにすることが一番の安全対策です。

- 至近距離で不意に出会うと、驚いたヒグマは身を守るために攻撃的になることがあります。常に周囲に注意を払い、特に見通しの悪い所では、声を出しながら歩いたり、鈴を携帯するなど、あらかじめ人が近づいている事を知らせること。
- 夜間や薄明薄暮、濃霧の時等視界が効かない時には、突発的な遭遇が起こりやすい

ので、なるべく行動しないようにすること。

○ サケマスが溯上する川沿いなど、ヒグマの生息密度が特に高い場所や季節的にヒグマが集中する場所、立ち入りを控えるよう指示された場所には立ち入らないこと。

- ヒグマに対して絶対に食べ物を与えないこと。
- ヒグマを刺激する恐れのあるペット（特に犬）の連れ歩きを行わないこと。
- ヒグマ等の野生動物を誘引しないよう、野外での焼肉や食べ歩き、弁当殻やジュース缶等のゴミを捨てる等の行為を行わないこと。

~~○ ヒグマの生息密度が特に高い場所や季節的にヒグマが集中する場所等、立ち入りを控えるよう指示された場所には立ち入らないこと。~~

- エゾシカや漂着した海獣類等の動物の死体があった場合は、ヒグマが餌付いている場合があり、餌を守ろうとするヒグマから激しい攻撃を受ける可能性があるため不用意に近づかず、すみやかに離れること。

○ 野外で活動する時には、なるべく万が一に備えてクマ撃退スプレーを携帯することが望ましい。

~~○ ヒグマと至近距離で不意に出会うことが事故の原因となることから、特に見通しの悪い植生地や場所では声を出す等あらかじめ人の存在を伝えること。~~

~~○ 常に周囲に気を配り、注意を払うこと。（特にサケ・マス遡上時期の河川等はヒグマが集まりやすい。）~~

~~○ 夜間や薄明薄暮、濃霧の時等視界が効かない時には、突発的な遭遇が起こりやすいので、なるべく行動しないようにすること。~~

~~○ リスクの軽減、事故防止のため、なるべく鈴やクマスプレーを携帯すること。~~

8. ヒグマに近づかない、刺激しないからは速やかに立ち去ること

自分が危険なだけでなく、必要以上に人の接近にヒグマが人に慣れたヒグマはトラブルを起こすようになってしまう場合がありますと、他の人が事故に遭う原因を作ってしまう。

- 車からヒグマを目撃したときは、決して車を降りないで、速やかに立ち去ること。
- 歩行中に進行方向にヒグマを目撃した場合は、ヒグマを刺激しないように静かにゆっくりと引き返してください。大騒ぎして走って逃げると興奮させてしまいます~~等適切に行動すること。特に、親子連れのクマにはけっして近づいてはいけません。~~
- 食料やゴミを取られたり、人や食料に対して意図的に近づく個体が確認された場合は速やかに引き返すことその場から退避すること（取られたものは取り返さないこと）。
- ヒグマを目撃した際には、他の利用者のリスクの軽減のため、環境省自然保護官事務所（ウトロ・羅臼）、羅臼町役場または知床自然センターのいずれかに速やかに連絡すること。

9. 車のスピードは控えめに

野生動物が飛び出してきました。大きな事故にもつながります。

- 交通規則を守り、エゾシカ、キツネ、野鳥等野生動物の飛び出しに注意し、衝突事故防止に努めること。

10. 漁業活動を妨げない

地域の人々の生活を支えています。

- 海産物の採取を行わないこと。
- 漁業活動の場や漁業施設（コンブ干場、定置網、番屋施設等）に立ち入る等、漁業活動に支障を与える行為を行わないこと。

『登山利用 5つの約束』（知床連山の登山道利用者に対して）

知床連山は、この登山は、厳しい自然環境にあり、また、原生的な雰囲気を守るために最低限の登山道整備しか行っていません。この地の登山は比較的高度な技術と十分な経験を必要とするため、基本的には登山者自身の経験と技術・装備に基づいて、自己判断と自己責任による利用が求められます。

したがって、『3つの柱と10の約束』に加え以下のことに十分留意してください。

1. 事前の計画と準備を万全に

安全対策や事故防止に関する計画・装備等を十分に検討しましょう。

- 自己の体力・健康状態と自然条件等を勘案し、余裕のある日程の計画を立てること。
- 行き先、日程等は家族等にも知らせておくこと。また、登山口に設置してある入林簿に記載すること。
- 防寒着や食料等の装備は十分に用意すること。また、事故防止のための装備を備えること。

2. ヒグマ対策を万全に

長年保護されてきた知床のヒグマは、人やテントを避けることなく自由に行動しています。他の地域のクマとは異なる心がまえと対応が必要です。あらかじめ最新の情報を入手し、特に野営地での食糧やゴミの管理には十分に配慮しましょう。

- 野営の際には、ヒグマに関わる事故が直接テントに接近することを避けるため、テント場、調理・食事の場所及び食料保管場所の3つをそれぞれ十分に離して設けること。テント内に食料や生ゴミを持ち込むことは厳に避けるとともに、食料やゴミは、絶対にクマに取られないように野営指定地に設置してあるフードロッカー（金属製食糧保管庫）の中に厳重に保管すること。

なお、他の利用者が利用できなくなることから、フードロッカーには食料（ヒグマを誘引する可能性があるもの）以外のものは入れないこと。フードロッカーのそばで野営したり、中にゴミなどを放置しないこと。

- 臭いが強い食料や持ち物はヒグマを誘引し、するので危険ですある。食料や持ち物はできるだけ臭いが発生しないものを選定すること。
- 万が一に備えてクマ撃退スプレーを携帯し、使用方法を守ること。

3. 植生等の保護に配慮した行動を

登山や野営によって繊細な高山植物に悪影響を与えないよう、行動に十分な配慮をしましょう。

- 登山道を踏み外さないこと。
- ロープや柵が設置されている場所ではそれをこ超えて立ち入りを行わないこと。
- 特に湿原や高山植生等の踏みつけに弱い植生の中に入り込まないこと湿原や高山植生等の脆弱な植生地や水際植生地への踏み込みを行わないこと。
- 定められた場所以外での野営は行わないこと。また、ロープ等で野営場所が定められている場所では、ロープを超えてで囲まれた範囲の外で野営を行わないこと。→添付資料として野営指定地の地図をつける。
- 無雪期の歩行補助にストックを利用する場合には、ストックキャップを使用すること。

4. 尿尿やゴミの処理を適切に

携帯トイレの使用に心がけ、ゴミは全て持ち帰り、きれいな環境を保持しましょう。

- 携帯トイレを携行し、排泄物や使用した紙類は持ち帰ること。やむを得ず携帯トイレを使用せずに排泄を行う場合でも、水源付近では行わないこと。
- 日帰り登山利用の場合は、できるだけ登山口等で用を済ますこと。
- ゴミは全て持ち帰ること。
- 石けんや洗剤は使用しないこと。また、調理や後片づけに際して極力汚排水が出ない食料の選定や手法をとる等自然環境への影響を少なくすること。

5. 火の扱いに注意するたき火は行わない

自然環境への悪影響や山火事のおそれがあるため、たき火は行わないように火の取扱には十分注意しましょう。

- 知床連山の登山道利用ではたき火は行わないこと。
- タバコの火は、携帯灰皿等できちんと始末すること。
- 野営の際は、コンロの火が燃え移ったり、周囲の植生を傷めないよう注意すること。

備考

平成17年に世界自然遺産に登録された知床では、現在、知床に関わる多くの方々と共に「知床国立公園利用適正化検討会議」において、知床国立公園を「知床半島先端部地区」と「知床半島中央部地区」に区分し、両地区の望ましい保護と利用のあり方について調査・検討を進めてきました。

本「利用の心得」は、「知床半島中央部地区利用適正化基本計画（平成17年度策定）」に基づき、知床国立公園知床半島中央部地区の利用に当たって、特に必要性が高い留意事項・禁止事項についてとりまとめたものです。

なお、本「利用の心得」は、今後の利用実態や利用による自然環境への影響等をモニタリングし、その結果の解析・評価等のフィードバックにより、必要に応じて修正・補完等充実を図っていきます。

利用に関する最新の情報や利用規制情報の入手先

- 環境省ウトロ自然保護官事務所
TEL：0152-24-2297 FAX：0152-24-3646
- 環境省羅臼自然保護官事務所
TEL：0153-87-2402 FAX：0153-87-2468
- 羅臼ビジターセンター
TEL：0153-87-2828 FAX：0153-87-2876
- 知床自然センター
TEL：0152-24-2114 FAX：0152-24-2115

(※世界遺産センターとフィールドハウスが完成すれば、これらも追加する)

別紙 自然公園法に基づく国立公園内の規制対象行為 (省略)

※知床半島中央部地区位置図を添付する。